入 札 説 明 書

ロータリ除雪車（２．６ｍ　４４７ｋｗ級）の交換に係る一般競争入札の公告（平成２７年６月２６日付け）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　契約担当者

青森県知事　三村　申吾

２　一般競争入札に付する事項

次の（１）と（２）に掲げる物品の交換

（１）　青森県が交換に供する物品（以下「下取物品」という。）

ア　名称及び数量　　ロータリ除雪車　　１台

イ　規格等　　別紙仕様書のとおり

（２）　青森県が交換により取得する物品（以下「交換物品」という。）

ア　名称及び数量　　ロータリ除雪車（２．６ｍ　４４７ｋｗ級）　１台

イ　規格等　　別紙仕様書のとおり

（３）　納入期限

平成２８年３月２２日

（４）　納入場所

青森空港管理事務所

３　入札説明書の交付及び契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

〒０３０－８５７０

青森県青森市長島一丁目１番１号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ（会計管理課分室）

ＴＥＬ　０１７－７３４－９０９９（担当　川崎）

ＦＡＸ　０１７－７３４－８０１６

４　技術的事項に関する問い合わせ先

〒０３０－８５７０

青森県青森市長島一丁目１番１号

青森県県土整備部港湾空港課港湾計画・空港グループ

ＴＥＬ　０１７－７３４－９６７４（担当　橋本）

ＦＡＸ　０１７－７３４－８１９４

５　入札・開札の日時及び場所

（１）日　時　平成２７年８月７日　１１時００分

（２）場　所　青森県青森市長島一丁目１番１号

青森県庁舎　東棟１階会計管理課入札室

６　入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

７　入札に参加する者に必要な資格

（１）　地方自治法施行令第１６７条の４第１項及び第２項に規定する者に該当しない者であること。

（２）　平成２６年６月２７日青森県告示第５２７号（物品等の競争入札参加資格）の一又は平成２７年１月３０日青森県告示第５８号（物品等の競争入札参加資格）の一のいずれかの規定によりＡの等級に格付された者であること。

（３）　物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（平成１２年１月２１日付け青管第９１２号。以下「指名停止要領」という。）に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

（４）　一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第９号から第１６号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

（５）　交換物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績があることを証明した者であること。

（６）　交換物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

８　入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

（１）　入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。（別紙様式１））２部に次に掲げる関係書類を添えて、青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明並びに必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

なお、証明書及び製作仕様書等には、各証明書又は書類ごとに、当該入札への参加を希望する者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

ア　物品の製造の請負、買入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し　２部

イ　納入実績証明書（別紙様式２）　２部

（ア）　交換物品と同等の類似品に関する過去５年間の納入実績（機種、規格、メーカー名、台数、年度及び納入先が明示されていること。）

（イ）　交換物品の写真又はカタログ等

ウ　メーカー及び工場に関する調書（別紙様式３）　２部

組立工場及び製作工場の所在地等の状況が明示されていること。

エ　サービス・メンテナンス体制証明書（別紙様式４）　２部

（ア）　交換物品の製作場所及びメンテナンスが行える整備工場の一覧

・　納入場所の最寄りの整備工場が明示されていること。

・　整備工場の名称、所在地、入札参加者との関係、当該物品の点検整備実績（過去１～３年程度）、及び修理の依頼を受けてから工場で作業に着手するまでの所要日数が明示されていること。

（イ）　部品供給体制

・　部品供給の総括窓口、供給系統及び所要日数、納入後の部品供給可能年数、依頼から供給までに必要な所要日数が明示されていること。

・　消耗部品（通常の稼働状況で１年程度の期間内の消耗又は劣化により交換が必要となる部品）は２日、一般部品（５年程度の期間内に消耗又は劣化により交換が必要な部品）は５日を超えて調達に日数が必要な部品についての全部品及び調達日数が明示されていること。

（ウ）　技術員の派遣体制

緊急時の連絡系統、現地への派遣方法、連絡から現地到着までの所要時間が明示されていること。

オ　製作仕様書　　２部

（ア）　交換物品の製作仕様の詳細を説明した図書で、別添仕様書の内容が網羅されていること。

（イ）　交換物品の基本構造等が確認できる図面及び外観図（正面図、平面図、側面図、背面図）が添付されていること。

（ウ）　メーカー名、規格及び性能等が明示されていること。

カ　工程表　　２部

設計・製作（主要部品を下請け注文する場合は、その内容が明示されていること。）の工程、期間、検査場所及び納期が明示されていること。

（２）　申請書の提出時期等

入札への参加を希望する者は、申請書に関係書類を添えて、平成２７年７月２１日午後５時までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。（１）の説明並びに内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

（１）の審査結果については、当該提出者に対して別途書面により通知する。

（３）　申請書の提出場所

〒０３０－８５７０

青森県青森市長島一丁目１番１号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ（会計管理課分室）

ＴＥＬ　０１７－７３４－９０９９（担当　川崎）

ＦＡＸ　０１７－７３４－８０１６

９　落札対象

交換物品に要求する性能等が満たされていると判断した８の（１）オ及びカの製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。

10　入札価格等

（１）　入札価格

入札価格は、交換物品と下取物品との交換差額とする。

（２） 入札書（別紙様式５）の記載要領

ア　落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の８に相当する額を加算した額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札者は、見積もった契約希望金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載するものとする。

イ　入札書には、入札年月日、入札価格及び入札件名（入札に係る物品の名称及び数数量）を記載の上、入札者の住所及び氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印（外国人又は外国法人の場合は、当該個人又は当該法人の代表者の署名）しなければならない。

なお、代理人が入札を行う場合は、併せて、代理人の氏名（法人の場合には、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を記名及び押印しなければならない。

11　入札書の提出方法等

（１） 委任代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙様式６）を入開札前までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。ただし、有効な期間委任状を既に提出している場合は、不要とする。

（２） 郵便により入札を希望する場合は、二重封筒により配達証明付書留郵便とし、中封筒に入札書を入れて封印の上、入札件名（入札に係る物品の名称及び数量）、入開札期日及び入札者の氏名（法人の場合は、当該法人の商号又は名称及び代表者職氏名）を表記し、表封筒には「平成２７年８月７日入開札、件名（入札に係る物品の名称及び数量）入札書在中」と朱書きの上、青森県出納局会計管理課長あてに「親展」により平成２７年８月６日午後５時までに必着しなければならない。

（３） 電話、電報、ファックスによる入札は、認めないものとする。

12　入開札の立会い等

（１） 入開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

（２） 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。

13　入札執行回数

原則として３回を限度とする。

14　入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和３９年３月青森県規則第１０号）第１５９条の規定による。

15　落札者の決定方法

（１）　９により落札対象と判断され、かつ、青森県財務規則第１３７条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（２） 落札者となるべき同価の入札者が２人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 再度入札等

（１） 開札した場合において落札となるべき入札者がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、この場合において郵便により入札を行った者がいるときは、入開札の日時及び場所を速やかに定め、再度の入札を行う。

（２） 無効の入札を行った者は再度の入札に参加することはできない。

（３） ２回目の入札に付し落札者がなく、かつ１者を除いて他の入札者がすべて辞退した場合は、以後の再度入札は行わず、その１者との随意契約により契約を締結する。

17 入札の無効

（１） 入札の参加資格のない者がした入札

（２） 同一の入札について二以上の入札をした者の入札

（３） 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るためにした連合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

（４） 入札書の金額、氏名、印影若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい入札又は金額を訂正した入札

（５） その他入札条件に違反した入札

18 入札結果の通知

入札結果の通知は、青森県財務規則第１５０条の９の規定により行う。

19 契約の締結

（１） 落札決定の日から７日以内に契約を締結する。

（２） 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が７に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

（３） 契約書（案） 別紙のとおり

20 検査

検査は、青森県財務規則第１６３条に規定するもののほか、契約書及び仕様書に定めるところにより行うものとする。

21 契約代金の支払方法

契約代金は、上記２０の検査に合格した後において、当該契約者の請求により支払うものとする。

22 その他

この競争入札を行う場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、青森県財務規則の別記第一の「入札者心得書」（ただし、第４条第８項を除く。）記載のとおりとする。

（別紙様式１）

平成　　年　　月　　日

青森県知事　　殿

入札参加者
所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名　　㊞

担当者氏名　　㊞

連絡先
電話番号
ファックス番号

一般競争入札参加資格審査申請書

一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係資料を添えて、下記のとおり申請します。なお、この申請書及び添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　入　札　件　名　　ロータリ除雪車（2.6m　447ｋｗ）の交換に係る一般競争入札

２　申請書の提出期限　　平成２７年7月２１日

３　提出書類の名称及び提出部数

（１）　物品の製造の請負及び買入れに係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し　２部

（２）　納入実績証明書　２部

（３）　メーカー及び工場に関する調書　２部

（４）　サービス・メンテナンス体制証明書　２部

（５）　製作仕様書　２部

（６）　工程表　２部

（別紙様式２）

納 入 実 績 証 明 書

平成　　年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　印

物品の調達に係る一般競争入札（平成２７年６月２６日付け公告）に係る当該調達物品の納入実績は、下記のとおりであることを証明します。

記

１　入　札　件　名　　ロータリ除雪車（2.6ｋｍ　447ｋｗ）の交換に係る一般競争入札

２　入 開 札 日 時　　平成２７年８月７日　１１時００分

３　過去５年間の納入実績（同等な類似品を含む。）

メーカー名	機　種	規　格	納入年度	納入先	納入台数	備　　考

４　添付書類
契約書（写）その他

（別紙様式３）

メーカー及び工場に関する調書

平成　　年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　印

物品の調達に係る一般競争入札（平成２７年６月２６日付け公告）に係る当該調達物品のメーカー及び工場の状況は、下記のとおりです。

記

１　入　札　件　名　　ロータリ除雪車（2.6ｋｍ　447ｋｗ）の交換に係る一般競争入札
２　入 開 札 日 時　　平成２７年８月７日　１１時００分
３　メーカー及び工場の状況

メーカー		商号又は名称	
		住所又は所在地	
		代表者氏名	
		電話番号	
		担当者氏名	
		総従業員数	
		昨年度総売上額	
	最寄りの営業所等	名　　称	
		住所又は所在地	
		担当者氏名	
		電話番号	
工　　場		名　　称	
		住所又は所在地	
		責任者氏名	
		電話番号	
	過去５年間の実績	延べ製作台数	（当該物品及び同等物品）

（別紙様式４）

サービス・メンテナンス体制証明書

平成　　年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　印

物品の調達に係る一般競争入札（平成２７年６月２６日付け公告）に係る当該調達物品のアフターサービス及びメンテナンス体制は、下記のとおりであることを証明します。

記

１　入　札　件　名　　ロータリ除雪車（2.6ｋｍ　447ｋｗ）の交換に係る一般競争入札
２　入 開 札 日 時　　平成２７年８月７日　１１時００分
３　点検整備又は修理の体制

最寄りのサービス工場の名称	
住所又は所在地	
責任者氏名	
担当者氏名	
電話番号及びファクス番号	
入札者との関係	
点検整備等の実績(過去３年間)	
派遣に要する日数	
派遣方法	

４　部品供給の体制

総括窓口の名称	
住所又は所在地	
責任者氏名	
担当者担当者	
電話番号及びファクス番号	
部品の供給に要する日数	
部品の供給可能年数	

（注）１　「部品の供給に要する日数」は、当該部品の供給につき、それぞれ消耗部品にあっては２日を、一般部品にあっては５日を越えるものについては、それらのすべての部品について、その供給に要する日数を別葉により記載する。
２　「部品の供給可能年数」は、すべての部品について、別葉により記載する。

５　技術員の派遣体制

当該派遣依頼に係る修理等の内容に応じた通常時及び緊急時における技術員の派遣に係る連絡受付先及び連絡系統、派遣方法並びに所要時間等を連絡系統図として別葉により記載する。

（別紙様式５）

平成　　年　　月　　日

青森県知事　殿

所在地又は住所
商号又は名称
代表者職氏名　　印
委任代理人　　印

入　札　書

	￥	○	○	○	○	○	○	○	○	円

（内訳）

番号	入　札　品　名	規　格	数量	単　価	金　　額
	（交換物品） ○○○○○	○○○			○○○
	（下取物品） ○○○○○	○○○			△　　○○○
	合　　計				○○○

備考　落札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の１００分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。

（別紙様式６）

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

青　森　県　知　事　殿

所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名　　㊞

私は、次の者を委任代理人と定め、下記件名の入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

受任者　所在地又は住所
商号又は名称
職　氏　名

代理人使用印鑑

記

入札（見積り）件名　　ロータリ除雪車（2.6ｋｍ　447ｋｗ）の交換に係る一般競争入札

入札（見積り）期日　　平成２７年８月７日

入札（見積り）・開札場所　　青森県庁舎東棟１階会計管理課入札室

物　品　売　買　契　約　書（案）

住所
受注者

青森市長島一丁目１番１号
発注者　　青　森　県

上記当事者間において、物品売買のため、次のとおり（ただし、　を除く。）契約を締結した。

（交換物品の内容）
第１条　発注者と受注者は、それぞれの所有する次に掲げる物品（以下「交換物品」という。）を交換することを約した。
(1) 発注者が交換に供する物品の名称、型式、規格、数量、金額等は、次のとおりとする。
ア　名　　称　　ロータリ除雪車
イ　型　　式　　別紙仕様書のとおり
ウ　規　　格　　別紙仕様書のとおり
エ　数　　量　　１　台
オ　金　　額　　￥.＿＿＿＿＿＿＿＿
（うち消費税及び地方消費税の額 ￥.＿＿＿＿＿＿＿＿）
カ　そ の 他　　登録は、引渡し後、受注者が速やかに抹消するものとする。
(2) 受注者が交換に供する物品の名称、型式、規格、数量、金額、付属品等は、次のとおりとする。
ア　名　　称　　ロータリ除雪車（２．６ｍ　４４７ｋｗ級）
イ　型　　式　　別紙仕様書のとおり
ウ　規　　格　　別紙仕様書のとおり
エ　数　　量　　１　台
オ　金　　額　　￥.＿＿＿＿＿＿＿＿
（うち消費税及び地方消費税の額 ￥.＿＿＿＿＿＿＿＿）
カ　付属品等　　別紙仕様書のとおり
２　発注者は、交換差金として、金　　円を受注者に支払うものとする。

（契約保証金）
第２条（A）　契約保証金は、金　　円とする。
２　前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。
３　第１項の契約保証金は、受注者が契約を履行した後、受注者に還付するものとする。
第２条（B）　契約保証金は、免除する。

（売買物品の納入等）
第３条　売買物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。
（１）　納入期限　　平成２８年３月２２日

（２） 納入場所　　青森空港管理事務所

２　受注者は、売買物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を発注者に通知するとともに、納入の際は、物品納入管理票を提出するものとする。

３　受注者は、第１項の納入期限までに売買物品を納入できないときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

（売買物品の検査等）

第４条　発注者は、売買物品の納入があった場合において、受注者の立会いの下に検査を行うものとし、検査の結果、合格と認めるときは、直ちに売買物品の引渡しを受けるものとする。

２　前項の検査に要する費用及び検査のために売買物品が変質又は消耗き損したことによる損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊の検査に要する費用は、この限りでない。

３　受注者は、自らの都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

４　第１項の検査に合格しなかったときは、受注者は、売買物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに代品を納入しなければならない。

５　前条第２項及び第３項並びに前４項の規定は、代品の納入について準用する。

（所有権の移転時期）

第５条　売買物品の所有権は、前条第１項の検査に合格し、引渡しを完了した時、発注者に移転する。

（売買代金の支払）

第６条　受注者は、売買物品の引渡しを完了した後、請求書により発注者に売買代金を請求するものとする。

２　発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して３０日以内に売買代金を支払うものとする。

（遅延利息）

第７条　受注者は、その責めに帰する理由により第３条第１項の納入期限までに売買物品を納入しなかった場合は、当該納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、売買代金の額につき年２．９パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において、遅延利息の額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

２　発注者は、前項の遅延利息を、売買代金より控除するものとする。

（かし担保責任）

第８条　発注者は、売買物品の所有権が移転した後、売買物品に数量の不足その他隠れたかしがあることを発見したときは、当該所有権の移転後１年以内に受注者に対して売買物品の補修、取替え、この契約の解除又はこれらに代え、若しくはこれらとともに損害の賠償を請求することができる。

２　発注者は、受注者が前項の補修又は取替えに応じないときは、補修又は取替えに代わる必要な措置を講ずることができるものとし、これに要する費用は受注者が負担するものとする。

（契約の解除）

第９条　発注者は、前条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

（１）　その責めに帰する理由により、第３条第１項の納入期限までに物品を納入しなかったとき、又は納入する見込みがないと明らかに認められるとき。

（２）　その他この契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

（契約保証金の帰属）

第１０条（Ａ）　発注者が、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、第２条の契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

（違約金）

第１０条（Ｂ）　発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、売買代金の額の１００分の５に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が１００円未満であるとき、又はその額に１００円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

（損害賠償）

第１１条　発注者は、第９条の規定によりこの契約を解除した場合において、前条の違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

（協議事項）

第１２条　この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、受注者と発注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を２通作成し、受注者及び発注者が記名押印し、各自その１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

受注者　　㊞

発注者　　青森県知事　　印

暴力団排除に係る特記事項

（総則）

第１　受注者は、青森県暴力団排除条例(平成２３年３月青森県条例第９号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

（暴力団排除に係る契約の解除）

第２　発注者は、受注者（第１号から第５号までに掲げる場合にあっては、受注者又はその支配人（受注者が法人の場合にあっては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者））が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

（１）　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。第５号及び第６号において同じ。）であると認められるとき。

（２）　自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。

（３）　暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。

（４）　正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。

（５）　暴力団員と交際していると認められるとき。

（６）　暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。

（７）　その者又はその支配人（その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者）が第１号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の交換契約その他の契約を締結したと認められるとき。

（８）　第１号から第６号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約､材料等の交換契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

２　前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

（不当介入に係る報告・通報）

第３　受注者は､受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

参考（契約書として調製するときは、この部分は削除する。）

【契約保証金等に係る削除条項例】

１　契約金額 150 万円以下の随意契約による免除（財務規則第 159 条第 1 項第 6 号該当）

第 2 条(A)、第 10 条(A)

２　履行保証保険契約締結による免除（財務規則第 159 条第 1 項第 1 号該当）

第 2 条(A)、第 10 条(A)

３　実績免除（財務規則第 159 条第 1 項第 2 号該当）

第 2 条(A)、第 10 条(A)

４　現金（又は納付証券）による納付（財務規則第 159 条第 1 項本文該当）

第 2 条(B)、第 10 条(B)

仕　様　書

1　下取り車両の名称、規格等

車種	ロータリ除雪車
車名	川重
登録番号	青森　99　る　1799
(管理番号)	(R－5)
型式・年代	HTR261A
車体番号	R03A－8029
排気量・気筒	12．50　ℓ
乗車定員	2人
取得年月日	平成9年11月21日
登録年月日	平成9年11月18日
車検有効期限	平成27年11月17日
走行距離数等	1，149km(稼働時間 約2，150時間)
車両の所属	青森空港管理事務所

2　取得車両の名称、規格等

別紙「ロータリ除雪車」のとおり

仕様書最終確認

ロータリ除雪車仕様書

平成２７年　６月

青　　森　　県

ロータリ除雪車仕様書

１．総　則

１．１　適用範囲

本仕様書は、青森空港における滑走路・誘導路・エプロン等の除雪作業に使用するロータリ除雪車（以下「ロータリ」という）について規定する。

１．２　ロータリの概要

ロータリは、下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、青森空港除雪作業の使用に耐えうる十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有し、保守点検及び整備が容易にできる構造とする。

この仕様書に明示されている数値は標準の設計値とし、ここに明記されていない箇所については青森県（以下「発注者」という）と物品供給人（以下「受注者」という）が協議のうえ決定する。

１．３　適用基準等

1.3.1 ロータリの構造等

本仕様書に規定する以外の事項は「道路運送車両の保安基準」（昭和２６年７月２８日運輸省令第６７号（以降改正分を含む））及び「道路運送車両の保安基準に係る技術基準」（昭和５８年１０月１日自車第８９９号（以降改正分を含む））に適合すること。ただし、適合しない部分がある場合は、発注者と協議すること。

1.3.2 新規検査

ロータリは、「道路運送車両法」（平成２６年６月１日法律第１８５号）の規定に適合し、新規検査を受け新規登録ができること。

1.3.3 材料及び部品

ロータリ製造において使用する材料及び部品は、すべて新品であって日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）に適合すること。ただし、ＪＩＳ以外の規定に適合するものを使用する場合は、ＪＩＳと比較対照するための関連外国規格又は類似外国規格等との比較表を提出して、発注者の承認を受けること。

１．４　納入に関する一般事項

1.4.1 ロータリ納入時に発注者の関係者に対し、操作方法及び保守運営について充分な教育、訓練を行うこと。

1.4.2 本仕様書等を厳守し適切な管理を行うとともに、不明箇所について、発注者と十分な調整を行うこと。

1.4.3 契約後速やかに、本仕様書に基づいて生産工程表を作成し、発注者と詳細に協議すること。

1.4.4 改善の必要が認められる事項が発生した場合は、発注者と協議すること。

1.4.5 発注者の要求がある場合は、作業状況を報告すること。

1.4.6 本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。

１．５　ロータリの保障

ロータリを納入後１箇年以内に、設計及び製作上の瑕疵に起因して事故、故障、あるいは保守運転上の不具合が発生した場合には、受注者の責任において、無償修理するものとする。また、その瑕疵が発注者と協議し、受注者の故意若しくは重大な過失によって生じたものと判断される場合は、保障期間経過後であっても受注者に無償修理及び改造を行わせることがある。ただし、発注者の運用保守に重大な欠陥があった場合は、この限りではない。

1．6　部品の保管・供給体制

受注者は、納入後ロータリの機能に重要なユニット部品について、不具合等が発生し部品交換等の必要が生じた場合には、４８時間以内に納入（整備）場所に必要部品を供給できるように、日本国内に保管場所を確保し供給体制を確立すること。

なお、部品供給期間は、ロータリ納入後１５年間とする。また、保管等に要する費用は受注者の負担とする。

1．7　使用言語及び計量単位

言語は、慣用的に外来語を用いる場合を除き日本語とする。また、計量単位については、国際単位系に係るSI単位を使用すること。ただし、これによりがたい場合は発注者と協議すること。

1．8　提出書類

（1）取扱説明書　　２部
（2）部品カタログ　　２部
（3）各種試験及び検査成績書　　２部
（4）付属品及び予備品一覧表　　２部

1．9　納入

1.9.1 納入場所：〒030-0155　青森県青森市大字大谷字小谷 1-5
青森空港管理事務所　　TEL017-739-2121
台　　数：　１台

1.9.2 納入場所までの輸送は、輸送保険付とし、また、輸送途中における性能の低下があってはならない。

1．10　検査

検査は、発注者の検査職員立会の下に、下記事項について青森空港内の指定場所において実施するものとし、仕様書に規定する諸条件を満足することを確認する。これに必要な人員、設備、測定機器、消耗品等は、すべて受注者において準備すること。

なお、受注者は、検査に先立ち詳細な立会検査実施要領書及び社内試験成績書を提出して、その承諾を受けること。ただし、検査の一部は、発注者の検査職員が、受注者における生産工程、品質及び生産管理の実状、社内試験設備、あらかじめ提出された社内試験成績書等を審査し、妥当と認めた場合は、それをもって検査成績書とし一部の検査項目の立会検査を省略することがある。

1.10.1 定置検査及び現地引渡運転

定置検査及び現地引渡運転は、下記項目について行う。ただし、降雪状況等により、検査の一部を省略することがある。

（1）定置検査

定置検査は、外観、寸法、規格、機能、その他組立状況等の確認を行う。

（2）現地引渡運転

現地引渡運転は、青森空港内の指定場所において実作業運転を行うとともに、現地関係者に対し、取扱説明及び実技の指導を行うこと。

1．11　特許権等に関する紛争の処理

ロータリについて、特許権等に係る紛争を生じた場合は、受注者は発注者と協議し、受注者の責任と認められた場合は、すべて受注者の責任において速やかに処理すること。

2．　ロータリの構造一般及び性能

2．1　ロータリの構造及び性能等

2.1.1 形　　式　　ツーステージ形ロータリ除雪車

2.1.2 構造一般

ロータリは、車輪走行式の除雪専用シャシ本体前部にツーステージ形ロータリ除雪装置を装着したもので、ロータリの操作及び制御は運転室において１人で行える構造とする。

シャシ本体は、後部に走行及び除雪共用の機関を、前部に動力分配機、油圧ポンプ、油圧モータ等をそれぞれ搭載したものを標準とし、その動力伝達経路、その構造及び機能要件は下記のとおりとする。

2．2　主要諸元

2.2.1 全　　長（走行姿勢）	8 950　mm以下
2.2.2 全　　幅	2 600　mm以下
2.2.3 全　　高（黄色灯火上端まで）	3 700　mm以下
2.2.4　　〃　　（シュート最大伸長時、シュートキャップ上端まで）	4 500　mm以下
2.2.5 最低地上高（フレーム側板　下端まで）	300　mm以上
2.2.6 質　　量	
（1）車両総質量（乗車定員 2 人含む）	20 000　kg 以下
（2）車体単体質量	15 000　kg 以下
（3）ロータリ装置総質量	5 000　kg 以下
2.2.7 乗車定員	2　人

2．3性　　能

2.3.1 最大除雪量（JIS　D6509 性能試験）			4 000t/h 以上
（1）雪の分類	しまり雪	}	において
（2）雪の密度	0．4ｔ／m^3		
（3）投雪距離	17　m		
2.3.2 最大除雪幅			2 600　mm以上
2.3.3 ロータリ装置前面高さ			1 830　mm以下
2.3.4 雪切り板高さ（地上からの高さ）			3 000　mm以上

2.3.5 投雪距離

速　度　段	1	2	3
投雪距離（m）	17	27	45

2.3.6 走行速度

（1）　前進　　0～４０ｋm/h以上

（2）　後進　　0～２０ｋm/h以上

2.3.7 登坂能力（tan θ）　0.40 以上
2.3.8 最小オーバハング角度　8° 以上
2.3.9 最小回転半径　最外側車輪中心（車体外側前輪中心において）　6.8 m以下
2.3.10 最大安定傾斜角度　30° 以上
2.3.11 騒音レベル　85dB (A)以下
（オペレータ耳元、無負荷、車両停止、機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて）

3． 各部要目および構造

3．1 動力伝達経路

動力は、機関→推進軸→動力分配機に至り、走行用と除雪用動力に分割される。

走行用動力は、動力分配機→油圧ポンプ→油圧モータ→トランスファに至り２分され、１系統は推進軸→前輪差動機→終減速機→前輪に伝達され、他系統は推進軸→中間軸受→推進軸→後輪差動機→終減速機→後輪に伝達される。

除雪用動力は、動力分配機→変速機（除雪用）→推進軸→安全装置→伝動機に至り２分され、１系統はブロワ用出力軸→ブロワに伝達され、他系統はオーガ用出力軸→推進軸→チェーン伝動機→安全装置→オーガに伝達される。

3．2 車　体

3.2.1 形　式　全輪駆動、車体屈折式、リヤワンエンジン形

3.2.2 主要諸元

（1）全　長　5 650 mm以下
（2）全　幅　2 300 mm以下
（3）軸　距　3 000 mm以下
（4）輪　距
ア 前　輪　1 870 mm以上
イ 後　輪　1 870 mm以上

3.2.3 機　関

（1）名　称　デイーゼル機関
（2）形　式　4サイクル水冷、6シリンダ、直列、直噴式、過給機、アフタークーラ付
排気ガス対策型　Tier3(米国環境保護庁 EPA 基準)
StageⅢa（欧州 EU 基準）
（3）総行程容量　18.1 L 以上
（4）性　能
ア 定格出力　447 kW以上
イ 充電発電機　24 V　150A (AC)
ウ 始動電動機　24 V　9.0 kW
エ 蓄 電 地　12 V － 176 Ah（5時間率）×2

3.2.4 動力分配機（変速機と一体構造）

（1）形　式　平歯車常時かみ合式

3.2.5 変速機（除雪用）

（1）形　式　パワーシフト式（平歯車常時かみ合式）
（2）変 速 段　3段

3.2.6 油圧ポンプ（走行用）

（1）形　　式　　可変容量形プランジャ式

（2）個　　数　　1個

3.2.7 油圧モータ（走行用）

（1）形　　式　　可変容量形プランジャ式

（2）個　　数　　2個

3.2.8 減速機および差動機

（1）形　　式　　ハイポイド歯車及びかさ歯車式

3.2.9 駆動方式　　全輪駆動式

（1）タ イ ヤ

ア　前　　輪　　14.00-R24　　スタッドレスタイヤ相当品

イ　後　　輪　　14.00-R24　　スタッドレスタイヤ相当品

3.2.10 懸架装置

（1）前 車 軸　　固定式

（2）後 車 軸　　半だ円板ばね式（ショックアブソーバ付）

3.2.11 制動装置

（1）主ブレーキ　　全油圧式ディスク形４輪制動又は空気倍力装置付油圧式ディスク形総輪制動

（2）駐車ブレーキ　　機械式ディスク形推進軸制動

3.2.12 かじ取り装置

（1）形　　式　　油圧式車体屈折機構式

（2）ハンドル位置　　左側

3.2.13 油圧装置

（1）油圧ポンプ（ロータリ装置・かじ取り用）

ア　形　　式　　２連歯車式

イ　個　　数　　1個

3.2.14 けん引装置

（1）形　　式　　固定式

（2）容　　量　　80 kN 以上

3.2.15 運　転　室

（1）構　　造　　鋼板、全鋼製密閉形

（2）扉　　左右　各１

（3）窓

ア　前　　電熱線入合せガラス

イ　側（上）　　合せガラス

ウ　側（下、扉）　　強化ガラス

エ　後　　電熱線入合せガラス

3．3　ロータリ装置

3.3.1 形　　式　　ツーステージ形

3.3.2 オ　ー　ガ

（1）形　　式　　リボンスクリュー形

（2）幅×外径－数　　2 300 ㎜以上×1 300 ㎜以上－１

（3）ブレード条数　　３条又は４条

（4）安全装置　　シャーピンレス

3.3.3 ブ　ロ　ワ

（1）形　　式　　５枚羽根、遠心式

（2）外径×奥行－数　　1 400 ㎜以上×590 ㎜以上－１

（3）安全装置　　シャーピンレス

3.3.4 ロータリ装置昇降装置

（1）形　　式　　４点支持平行リンク式

（2）操作方式　　油圧式

（3）切刃最大地上高さ　　350 ㎜以上

（4）切刃最大切込み深さ　　100 ㎜以上

3.3.5 チルト装置

（1）形　　式　　昇降シリンダ差動式又は支持枠中心旋回式

（2）操作方式　　油圧式

（3）チルト角度　　左右各５°

3.3.6 ブロワケース（ブロワ投雪を可能とすること）

（1）形　　式　　放出角可変形

（2）操作方式　　油圧式

（3）投雪角度調整範囲　　右 45° 以上～左 60° 以上

3.3.7 シュート（シュート・ブロワケース分離型）

（1）形　　式　　支持枠固定式、旋回・放出角可変伸縮式（起倒形）

（2）操作方式　　油圧式

（3）旋回角度　　360°

（4）シュート伸縮量　　550 ㎜以上

（5）シュートキャップ角度調整範囲　110° 以上

3.3.8　飛雪防止カバー

（1）形　　式　　固定式

（2）材　　質　　SS400　板厚 6㎜

（3）取付位置　　オーガ右側

（4）個　　数　　１式

3.3.9　雪切板

（1）形　　式　　固定式

（2）高　　さ　　GL+3000㎜

（3）取付位置　　除雪枠先端左右

（4）個　　数　　左右各１個

3.3.10 支持車輪

（1）形　　式　　固定式

（2）種　　類　　ソリッドゴムタイヤ

（3）調整範囲　　油圧式　50　㎜以上

（4）個　　数　　２個

3.3.11 動力伝達系統

（1）伝 動 機

ア 形　　式　　平歯車、曲がり歯かさ歯車併用式

3.3.12 チェーン伝動機

（1）形　　式　　単列ローラチェーン（JIS 200）

3.3.13 安全装置（オーガ空転防止装置）

（1）形　　式　　油圧式ディスクブレーキ形推進軸制動

4．運転装置

4．1　レバーおよびペダル類

（1）かじ取りハンドル	1式
（2）変速レバー又はボタン（走行用）	1式
（3）変速ボタン（除雪用）	1式
（4）前後進（油圧ポンプ制御）レバー	1式
（5）駐車ブレーキレバー	1式
（6）アクセルレバー	1式
（7）ブレーキペダル	1式
（8）アクセルペダル	1式
（9）ロータリ装置昇降用ジョイスティックレバー（チルト兼用）	1式
(10) ロータリ装置降下ロックレバー又はボタン	1式
(11) ｼｭｰﾄ操作ｼﾞｮｲｽﾃｨｯｸﾚﾊﾞｰ（伸縮、旋回、キャップ、ﾌﾞﾛﾜｹｰｽ回転兼用）	1式
(12) 助手用ｼｭｰﾄ操作ｼﾞｮｲｽﾃｨｯｸﾚﾊﾞｰ（伸縮、旋回、キャップ、ﾌﾞﾛﾜｹｰｽ回転兼用）	1式
(13) シュート起倒用スイッチ	1式
(14) ブロワケース回転、シュート切換スイッチ	1式
(15) 電磁弁電源スイッチ	1式
(16) オーガブレーキ用レバー又はボタン	1式

4．2　計 器 類

（1）運行記録計（45 km／h 以上速度計、機関回転計付７日計及び２６時間計兼用形）	1式
（2）サービスメーター（電気式）	1式
（3）機関故障診断警告灯	1式
（4）機関水温計	1式
（5）油圧警告灯（走行用油圧回路補給用）	1式
（6）油温警告灯（走行用油圧回路用）	1式
（7）燃 料 計（電気式）	1式

4．3　照明装置類

（1）前照灯	1式
（2）作業灯	2灯
（3）前方作業灯（シュートに取付）	1灯
（4）後方作業灯（機関室後面に取付）	2灯
（5）前面、側面方向指示器兼非常点滅表示灯	2灯
（6）車幅灯兼最外側灯	2灯
（7）後面方向指示器兼非常点滅表示灯	2灯
（8）尾灯、制動灯	2灯
（9）後 退 灯	2灯
(10) 番 号 灯	1式
(11) 室 内 灯	1灯
(12) 黄色閃光灯　（散光・点滅式、幅 1 130mm、キセノン放電管×4）	1灯
(13) 黄色閃光灯　（散光・点滅式、幅　550mm、キセノン放電管×2）	1灯

（14）大型後部反射器　1式

4．4　その他

（1）警音器　1式

（2）ワイパー　前（電動式、２連､冬用ワイパーブレード付）　1式

後（電動式、冬用ワイパーブレード付 ）　1式

（3）バックミラー（熱線入り）　2個

（4）ルームミラー　1個

（5）アンダーミラー（フロント 2､リヤー1､サイド 2）　5個

4．5　付属装置及び付属品

（1）カーラジオ　1個

（2）バックブザー（音圧 90～100 dB(A)、１mにて）　1式

（3）カーヒータ　（温水式デフロスタ付）　1式

（4）ウインドウォッシャー(前面、電動式)　1式

（5）床マット（防寒用）　1式

（6）非常信号用具（発炎筒１、赤旗１、非常用信号灯１）　1式

（7）消火器（ＡＢＣ粉末、2.0 kg）　1個

（8）座席ベルト（運転席用、助手席用）　2組

（9）車輪止め　2個

（10）標準付属工具（別表）　1式

（11）取扱説明書　1部

（12）部品表　1部

5．車載用無線機（出力５W設定、架台・アンテナ共）　1台

無線機等は､新品とし青森空港管理事務所が使用する周波数 AM154.210MHz で送受信ができること。

（無線機は、スタンダード社 GX5560VFT 同等品以上、また、アンテナは周波数の調整を行うこと。）

6．銘板

車両には、見やすい箇所に下記事項を記載した銘板を取り付けること。

（1） 製造会社名

（2） 製作年月日

（3） 型式又は規格

（4） 製造番号又は機械番号

7．塗　装

国土交通省建設機械塗装基準と同等以上とする。

また、青森空港の管理番号（Ｒ－１）を表示することとし、番号、位置及び大きさの表示案を作成し発注者と協議すること。

8．その他の事項

8．1　閃光灯の取付方法の指定

黄色閃光灯（以下「灯火等」という）の取付方法は、次のとおりとする。

（1） 灯火等の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱いについて（昭和５５年６月５日付け、建設省機発第４７３号）（以降の改正分含む)」に準ずるものとする。

（2）　灯火等は、運転室又は作業装置上部に堅固に取り付け、灯火等の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

8．2　登録手続き等

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が行うものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。ただし、これにより難い場合は発注者の指示を受けるものとする。

8．3　仕様についての協議

本仕様書において疑義が生じた場合は、車両等の設計時点で協議すること。